

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年4月6日（平成28年（行個）諮問第62号）

答申日：平成29年9月19日（平成29年度（行個）答申第95号）

事件名：本人の母が行った父の石綿に起因する肺がんの労災請求に関する調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「亡父特定氏名の石綿に起因する肺がんの労災申請に関する調査結果復命書と添付書類のすべて」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年11月6日付け兵労個開第142号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである

私にとって、亡父、特定氏名がどのような仕事でアスベストの病気になり、労災に認定されたのか知ろうとすることは、子供として当たり前のことと思います。父の死は生活面でも精神面でも、私たちにとって大きな影響を与えました。また、国に対して父のアスベスト被害についての損害賠償を請求する権利があると思いますが、調査結果復命書は99.99%不開示です。これでは弁護士さんに事実を正確に伝えて訴訟を準備してもらう事ができません。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、平成27年9月29日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「亡父特定氏名の石綿に起因する肺がんの労災申請に関する調査結果復命書と添付資料のすべて」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成27年11月6日付け兵労個開第142

号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成28年1月4日付け（同月7日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象保有個人情報、請求者を本人とする保有個人情報と認められないことから、本来であれば不開示決定を行うべきであったと思料されるが、原処分において既に部分開示決定を行っており、これを取り消して新たに不開示とすることは合理的でないことから、原処分を維持し、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報について、不開示理由として新たに法14条7号柱書きを加え、法14条2号、3号イ及び5号並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報について、被災労働者の石綿に起因する肺がんの労災申請に関する調査結果復命書と添付資料のすべてである。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①及び2の不開示部分は、請求者以外の者が提出した資料及びそれに基づき労働基準監督署担当官が作成した資料など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定期間から聴取をした内容等である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号1の③の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであ

ることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条5号の不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号1の③の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、犯罪を誘発し又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため、法14条5号に該当することから、当該部分を不開示とすることが妥当である。

エ 法14条7号柱書の不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から提出された資料や、聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 保有個人情報該当性について

本件審査請求における対象保有個人情報は、労災保険給付の請求権の行使に関する情報であり、労災請求人である被災労働者の妻を本人とする保有個人情報であり、法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと考えられるため、本来であれば処分庁において、不開示決定すべきものであったと思料する。

しかしながら、原処分において既に部分開示決定を行っているところであり、これを取り消して新たに不開示決定することは合理的でないために、原処分を妥当した諮問をするところである。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報について、法14条2号、3号イ、5号及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年4月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月21日 審議
- ④ 平成29年7月6日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年9月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、審査請求人の母親が行った石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族年金（以下「特別遺族年金」という。）の支給請求に関して、特定労働基準監督署において作成又は収集した資料について、審査請求人が開示を求めたものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、開示部分が足りないとして原処分を取り消し、不開示部分の全てを開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、第3の2のとおり、本件対象保有個人情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報と認められないと主張した上で、原処分の部分開示については、これを取り消して新たに不開示とすることは合理的ではないため、法14条2号、3号イ、5号及び7号柱書きに該当するとして原処分を維持すべきとしていることから、その保有個人情報該当性について検討する。

2 保有個人情報該当性について

- (1) 本件対象保有個人情報が記載された文書は、審査請求人の母親が請求した特別遺族年金の支給の可否等を判断するために、特定労働基準監督署において作成又は収集した資料であり、諮問庁は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと説明する。
- (2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に詳細な説明を求めさせたところ、次のとおりであった。

ア 特別遺族年金の受給資格者とは、死亡労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、次の（ア）及び（イ）のいずれの要件にも該当するものである。

(ア) 死亡労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実が認められ、かつ、次のいずれかに該当すること。

a 妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）

b 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）、父母及び祖父母が死亡当時55歳以上であること、又は障害の状態にあること

c 子及び孫が、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにあること、又は障害の状態にあること

d 兄弟姉妹が、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにあること、又は障害の状態にあること

なお、上記aないしdにいう、障害の状態にあるとは、労働者の死亡の時から引き続き、現に障害等級第5級以上の身体障害がある状態又は傷病が治らないで労働が高度の制限を受けるか、若しくは労働に高度の制限を加える必要がある程度以上の身体障害がある状態にあることをいう。

(イ) 被災労働者の死亡の時期から一定の期間において、次のaないしeのいずれにも該当しないこと。

a 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）をしたこと

b 直系血族又は直系姻族以外の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったこと

c 離縁によって死亡労働者等との親族関係が終了したこと

d 子、孫、兄弟姉妹の場合は18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したこと

e 障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったこと（夫、父母又は祖父母については、死亡労働者等の死亡当時55歳以上であったとき、子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は死亡労働者等の死亡の当時55歳以上であったときを除く）

イ 審査請求人は、上記アの特別遺族年金の受給資格者には該当せず、また、審査請求人の母親の特別遺族年金の支給請求には関与していない。

ウ 審査請求人の開示請求当時には、特別遺族年金を受給していた審査請求人の母親は死亡しており、その死亡により審査請求人が特別

遺族年金の受給資格を取得することはなく、また、審査請求人の母親の未支給の特別遺族年金もなかったことから、当該未支給金を審査請求人が相続する余地もない。

- (3) 以上のことから、本件対象保有個人情報、審査請求人の母親に関する情報であると認められるところ、審査請求人は、母親の行った特別遺族年金の支給請求に関与しておらず、また、母親の特別遺族年金の未支給分を相続しているとは認められないことから、本件対象保有個人情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

したがって、本件開示請求に対し、本来は、本件対象保有個人情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないとして、不開示とすべきであったと認められるので、原処分が本件対象保有個人情報の一部を不開示としたことは、結論において妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及び5号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、本件対象保有個人情報は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は不開示とされた部分は、同条2号、3号イ、5号及び7号柱書きに該当するとして不開示とすべきとしていることについては、本件対象保有個人情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書 番号	2 対象文 書名	3 不開示を維持する 部分	4 不開示情報 (法14条該当号)			
			2 号	3 号 イ	5 号	7号 柱書 き
1	資料①	① 1頁ないし19頁, 29頁の不開示部分全 て	○			
		② 20頁ないし28頁 の不開示部分全て	○			○
		③ 20頁の法人の印影 部分		○	○	
2	資料②	不開示部分全て	○			

※ 諮問庁は、本件対象保有個人情報は、請求者を本人とする保有個人情報と認められないことも主張している。